

姫路市保育士等保育料支援事業の概要

保育士等が、養育する0～2歳児の子どもの保育料を負担するために要した費用の一部について、勤務する市内の私立保育所等の設置者が保育料支援金として支給する事業に対し、その要した経費を補助することにより、潜在保育士の掘り起こしを行い、市内の私立保育所等への就職を促進し、保育の提供に携わる人材の確保や職場定着及び離職防止を図り、待機児童の解消や保育の質の向上につなげることを目的としています。

1 対 象

次のすべてを満たしている場合に、保育料支援金を支給している私立保育所等の設置者に対し、費用の一部を助成します。

補助対象者

- (1) 市内の私立保育所等の設置者であること。
- (2) 対象となる保育士等に、保育料支援のために支給することを明確に定めた規程等に基づいて保育料支援金を支給していること。

対象となる保育士

- (1) 市内の私立保育所等において、保育士または保育教諭等として保育に専従していること。
- (2) 雇用契約において、労働時間が「1日6時間以上かつ1か月20日以上」と定められている、またはそれに相当すると認められること。
- (3) 姫路市民であること
- (4) 同一世帯の満3歳到達日後の最初の4月1日を迎える前のこどもを養育していること。
- (5) 前号に規定する子どもを認可保育所・認定こども園に預け、その保育料を負担していること。

※子どもの預け先が届出保育施設である場合は対象になりません。

※県が実施する「未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付」を利用する場合は、貸付の対象となる期間については補助の対象となりません。

2 補助金額

補助対象である設置者が負担している費用の一部を助成します。

対象保育士1人につき、「設置者が保育料支援金として支出した額」又は「対象保育士が保育料として負担した額の2分の1に相当する額」のいずれか少ない額。

※対象保育士1人当たりに相当する補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てとします。

3 申請手続き

補助金を受けようとする設置者は、当該年度ごとに市に補助金の申請をしてください。

提出書類 ※様式はホームページからダウンロードいただけます。

- (1) 姫路市保育士等保育料支援事業補助金申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 保育サービス利用計画書（様式第3号）
- (4) 雇用証明書（様式第4号）
- (5) 教育・保育施設利用調整結果通知書（保育所等入所決定通知書）の写し
- (6) 教育・保育施設利用者負担額決定通知書（保育料決定通知書）の写し
- (7) 保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し（両方所持している場合は両方）
- (8) 社内規程、就業規則、給与規程その他保育料支援金の支給に係る規定を確認することができるもの

※保育士登録証・幼稚園教諭免許状の写しについては、変更がある場合のみ提出してください。

（注）その他、必要書類の提出を求めることがあります。

提出時期

・初年度 ▷ 要件に該当した日の月末まで（要件に該当した日が4月1日～5月31日の場合は、6月末日まで）

・次年度以降 ▷ 各年度の6月末日まで

※提出時期を過ぎて提出された場合、補助対象期間は申請書等を提出した日の属する月の初日から開始

提出先

姫路市幼保連携政策課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 TEL 079-221-2738 FAX 079-221-2988

4 交付決定

提出された申請書の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し通知します。

※申請内容に変更または中止が生じた場合は、速やかに報告してください。（「姫路市保育士等保育料支援事業補助金変更・中止承認申請書（様式第6号）」の提出が必要です。様式はホームページからダウンロードいただけます。）

5 実績報告

補助金の交付決定を受けた年度ごとに、すみやかに実績報告をしてください。

提出書類 ※様式はホームページからダウンロードいただけます。

- (1) 姫路市保育士等保育料支援事業補助金実績報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 保育料支援状況報告書（様式第10号）
- (4) 補助対象保育士の給与明細書または給与台帳の写し

(5) 教育・保育施設利用者負担額決定通知書（保育料決定通知書）の写し

（注）その他、必要書類の提出を求めています。

提出時期

事業完了日または終了日の属する年度の翌年度4月中の指定する期日まで

（提出時期及び締切については申請のあった施設宛てに別途ご案内します。）

6 補助金の請求、支払い

実績報告の内容を審査し補助金額が確定した後に請求書をご提出いただきます。

提出書類

※様式はホームページからダウンロードいただけます。

(1) 姫路市保育士等保育料支援事業補助金交付請求書（様式第12号）

(2) 姫路市保育士等保育料支援事業補助金交付可否決定通知書の写し（様式第5号）

※変更・中止承認を受けた場合または確定通知を受けた場合は、当該通知書の写し
（様式第7号）

提出時期

事業完了日または終了日の属する年度の翌年度4月中の指定する期日まで

補助金支払い

請求書提出後すみやかに「相手方登録申出書」で登録された指定口座へ支払います。